

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年5月16日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 委 託 業 務 名 大分県教育委員会ヘルプデスク運営業務委託契約
- 2 委 託 期 間 令和7年6月1日から令和8年5月31日まで
- 3 業 務 内 容 「大分県教育委員会ヘルプデスク運営業務委託仕様書」のとおり

二 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県教育庁教育 DX 推進課
〒870-8501 大分市府内町3丁目10番1号
電話 097-506-5487 FAX 097-506-1831
メールアドレス a31080@pref.oita.lg.jp

三 契約条項を示す場所及び日時

- 1 場 所
上記二で掲げる場所による。
- 2 日 時
令和7年5月16日(金)から同年5月23日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

四 入札説明書の交付場所及び日時

三に同じ。

五 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システム(以下「電子入札システム」という)で行う。紙による入札での参加を希望する場合は、入札説明書に定めるもののほか大分県電子入札運用基準による。

六 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(「大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」の廃止後も

資格を有していると思なされている者を含む)」を有している者であること

3 この公告の日から下記八に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

4 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員が役員となっている事業者

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(6) 暴力団(員)に経済上の利益又は便宜を供与している者

(7) 暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 入札日以前の3年間に於いて、国(公団を含む。)または地方公共団体においてヘルプデスクの運営経験を有する者。

七 電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

1 使用言語 日 本 語

2 通 貨 日本国通貨

八 電子入札システムの入力期間

1 入札参加申請期限

令和7年5月16日(金)から令和7年5月23日(金)17時00分

2 入札金額の入力期限

入札参加の承認を受けた日から令和7年5月27日(火)13時30分

ただし、紙による入札に参加する場合は、上記二に掲げる場所に報告すること。報告を行った者は、上記二の場所は上記二に掲げる日時までに、持参又は郵送により提出すること。

九 電子入札システムによる開札予定日時

令和7年5月27日(火)14時00分

十 再入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再入札を行う。

十一 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第 20 条第3項第2号の規定により免除とする。

十二 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除とする。

十三 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和 39 年大分県規則第 22 号)第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

十四 最低制限価格に関する事項

本入札には、最低制限価格は設定しない。

十五 落札者の決定方法

- 1 有効な入札で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- 2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、大分県共同利用型電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。

十六 特記事項

当該契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳出歳入予算の当該金額について減額または削除があった場合は、当該契約は解除する。

十七 その他

その他の詳細は、入札説明書による。